

第1回岡山県各種商品小売業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年9月13日（水）午後1時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
土 岐 将 仁
富 永 優 子 |
| 労働者代表委員 | 日下部 雅 淑
森 健 太
森 本 翔 大 |
| 使用者代表委員 | 高 橋 佳 和
山 本 哲 司 |
| 事務局 労働基準部長 | 工 藤 俊 平 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 宮 川 晋太郎 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

宮川指導官

ただ今から、第1回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。今年度第1回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は使側委員の國府委員が御欠席ですが、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和5年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、工藤労働基準部長より挨拶申し上げます。

工藤部長

岡山労働基準部長の工藤でございます。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

今年度も昨年に引き続きまして、特定最低賃金7業種の改定の必要性の段階から専門部会を設置して、労使協議で議論を行っていただくこととなりました。

岡山県の最低賃金は10月1日から932円になることが決定しております。特定最低賃金につきましては各産業の労使のイニシアティブにより審議が行われるという特性、あるいは、全会一致の原則があるということは皆様も御承知のとおりかと思っております。

本日から始まります専門部会におきましては、先ほど申し上げた地域別最低賃金による上昇幅が委員の皆様の主張にどのように影響を及ぼすのか、事務局としては議論の方向性に最大の関心を持って注視してまいりたいと考えています。

また、依然として国内外の経済情勢、特に慢性的な人手不足や物価上昇、戦争の長期化、原材料の高騰、エネルギー価格の高止まり、インバウンド等の見通しなど、考えますと予断を許さない状況であると我々も認識をしているところでございます。そういった中で県内の実情を踏まえて本年度の丁寧かつ真摯な御議論を皆様をお願いして、私からの冒頭の挨拶とさせていただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

宮川指導官

それでは室長、よろしくお願ひします。

三村室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」です。部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の内から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいております。

部会長は富永委員、部会長代理は土岐委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長

ありがとうございます。

以降の議事につきましては、富永部会長にお願ひいたします。

富永部会長

部会長を仰せつかりました富永でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。特定最低賃金の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の御理解、御協力をお願ひいたします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願ひします。

三村室長

報告いたします。

他部会の必要性の有無についての審議状況でございますが、必要性ありとして、一般機械、電気機械、耐火物、自動車、船舶の5部会で答申をいただいております。

また、他局の各種商品小売業の審議状況ですが、お手元にあ

る最低賃金決定要覧の 137 ページに全国の「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の現在の時間額等が載っております。今日までのところ、「各種商品小売業」については青森局が必要ありとして答申が出ております。それから、「百貨店、総合スーパー」では富山局が必要あり、熊本局が必要なしということになっております。

県最賃を上回っていて、現在必要性の審議を行っている局は、「各種商品小売業」は長野局と愛媛局、「百貨店、総合スーパー」は石川局と山口局です。事務局からは以上です。

富永部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金運営規定第 6 条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員 2 名が署名する」ものとされていますので、部会長である私と、労側は日下部委員、使側は山本委員にお願いしたいと思います。

本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項（2）につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項「（3）本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項「（4）特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けようと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし、時間を取りたいと思います。御発言は労使それぞれ 5 分程度でお願いします。御協力をよろしく願いいたします。

では、付議事項「（2）岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは説明させていただきます。

資料№.2 と机上配付している「特賃のフロー図」も併せて御覧ください。

今年度の 7 業種の改正決定につきましては、7 月 4 日の本審で改正の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。これが資料№.2－①の諮問文となります。

また、7 月 31 日の本審で、特賃の必要性の有無については各部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金

額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料No.2-②の諮問文でございます。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の公示期間を経た後に金額審議の専門部会を開催することになり、10月1日から発効される岡山県最低賃金額932円より1円以上高い金額としていただくこととなります。

また、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、そこで審議終了となります。

なお、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで本審を開催せずに専門部会の決議を本審の答申とすることが合意されています。

今の説明をこのフロー図にしております。7月4日の本審で必要性の有無について諮問を行いました。この審議を開始していただき、7月31日の本審で7業種とも専門部会で審議することが決まりました。その後すぐ委員の推薦公示を行い、委員の任命をさせていただきました。そして、専門部会において必要性の審議を始めております。

必要性の有無について全会一致による議決が得られれば、意見聴取期間を設け、金額審議に入っていただきます。金額審議の方も全会一致になればそこで答申となりますが、全会一致にならなかった場合には本審を開催することとなります。本審の場で審議、決定という流れになります。

必要性の審議で全会一致とならなかった場合は、審議は終了となりまして、本審の方に報告をさせていただきます。

それから、もう1枚机上配付しております「令和4年度岡山県特定最低賃金審議経過及び結果一覧表」を御覧ください。7業種の昨年度の審議状況、最賃額の決定状況をとりとまとめておりますので、参考としていただければと思います。事務局からは以上でございます。

富永部会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、御質問等ありますか。いかがでしょうか。

(特になし)

富永部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議

会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることからこれまで非公開としていました。今回の必要性審議においても同様の事情により非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(異議なし)

富永部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開といたします。次に付議事項(3)の資料の説明について、事務局からお願いします。

宮川指導官

それでは、最低賃金基礎調査結果について説明をさせていただきます。

お配りしている資料のうち、資料No.7を御覧ください。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。

基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。

調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、各種商品小売業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者は除いております。

調査対象となる賃金は、令和5年6月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、

集計調査事業所数は、 21 社

集計調査労働者数は、 575 人（調査の実数）

この調査結果を元にして 復元した母集団労働者数は、1,267 人となっております。

以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。次の 2 ページを御覧ください。

Ⅱ「現行の最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、

男性 4.9%

女性 6.2%

男女合計で 5.8%

となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、

月平均賃金額 171,702 円

時間当たり平均賃金額 1,253 円

第 1・20 分位数 900 円

第 1・10 分位数 930 円

第 1・4 分位数 938 円

中位数 1,004 円

となっております。カッコ内が前年度の数字となっております。分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3 ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。この表を基にして先ほどの未満率や特性値を集計します。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しております。カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しております。3 ページの「910 円」の階級を見ていただくと、直前の 909 円の 74 人から、910 円が 99 人と 25 人増えていることになるので、910 円の階級には 25 人が属していることとなります。

3～5 ページにかけては規模別・年齢別に区分したもの、7～9 ページには男女別・年齢別に区分した集計となっております。

賃金階層につきましては、現行の特定最低賃金額より 10 円低

い 900 円からプラス 60 円までが 1 円刻みとなっており、それ以降は 10 円刻み、100 円刻みとなっています。

続いて 11 ページを御覧ください。

このグラフは、今、説明した総括表の賃金分布を 10 円、100 円刻みにしてグラフ化したものです。

13 ページの表は、現行の特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えば現行最低賃金 910 円から 30 円引き上げて 940 円とすると、27.07%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を平成 24 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和 4 年度の各種商品小売業の特定最賃は 910 円で、岡山県の最低賃金と比較して優位率は 102.0%となっております。

また、次のページを見ていただくと、各種商品小売業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。

三村室長

私からは資料No.3以降について説明させていただきます。

資料No.3を御覧ください。これは、日本銀行岡山支店が本年 9 月 6 日に発表した「岡山県金融経済月報」です。最新版でございます。

概況としては、「県内景気は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかに回復を続けている」とあります。

また、最終需要を見ると、「個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、人流が活発化するもとの、飲食・旅行等のサービス分野を中心に増加しており、百貨店、スーパーの売上高は物価上昇の影響を受けつつも増加している」とあります。

また、「雇用・所得環境を見ると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とあります。

次ページは、岡山県の主要経済指標が記載されています。

まず、(1)の最終需要の〈個人消費〉を見ますと、「百貨店・スーパーの販売額は、速報値で前年比プラス 4.7%」となっております。また、設備投資の欄を見ますと、2022 年度実績は増加、2023 年度計画も増加傾向にあります。

次に、資料No.4ですが、こちらは令和5年7月26日に岡山財務事務所が発表している「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「緩やかに回復しつつある」としています。

これは、前回4月判断の「持ち直している」に比較し、上向き判断となっています。

各項目の判断としては、本年4月と比較し、「個人消費」と「企業の景況感」は上向き、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」、「企業収益」などは横ばいの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「■個人消費」においては、「緩やかに回復しつつある」とされ、「百貨店販売はコロナ感染症が5類に移行されたことで外出機会の増加により身の回り品や化粧品などの消費が好調、前年を上回っている」とあります。また、「スーパーの販売は物価高騰により消費者の節約志向が続いているものの、行楽需要の高まりから総菜等が好調なため、売上が前年を上回っている」とあります。

次のページ、「雇用情勢」では、「卸売・小売業の新規求人数が増加していることから緩やかに持ち直している」とされています。

「設備投資」については「5年度は前年度を上回る見込み」とありまして、「小売はテナントの入れ替えに伴い店舗改装を行うほか、インボイス対応でソフトウェア投資を予定している」とあります。

また、「■企業の景況感」においては、『上昇』超に転じている」とされており、「翌期は『上昇』超幅が拡大する見通し」とあります。

また、次ページ以降は、本報告の資料編となっておりまして、1ページに「百貨店・スーパー販売額」の前年比がグラフ化されています。岡山の販売額は、前年比で全国と同等若しくは、やや低めとなっております。

その下に「コンビニエンスストア」、「家電大型専門店」、「ドラッグストア」等がありますが、「ドラッグストア」は昨年4月から11月まで全国比よりも岡山の比率の方が高くなっている状況が見て取れます。

あとの部分は参考に御覧いただければと思います。

次に、資料No.5です。

こちらは岡山県総合政策局が発表した、令和5年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）」です。業種が違ってきますが、参考までに添付させていただいております。

見出しにありますように、令和5年6月の鉱工業生産指数は、対前月比2.5%減の87.4で2か月連続の下降となっております。参考としていただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。8月29日に、岡山労働局職業安定課が発表した「雇用情勢」です。

7月の有効求人倍率は1.54倍となり、前月と比べ0.03ポイント下降しています。

また、7月の新規求人数は、対前年同月比で4.6%減となり、2か月連続で減少しています。

6ページには、「産業別・規模別新規求人状況」の一覧があります。Iの卸売業・小売業を見ますと、7月は、前年同月比プラス11.7%となっています。

Iの卸売・小売業の下に卸売業と小売業のそれぞれの数値も計上されています。参考指標としていただければと思います。

事務局からの資料説明は、以上です。

富永部会長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

森本委員

資料7の13ページに影響率があったと思うのですが、この影響率というのは何に対する影響率なのでしょうか。

宮川指導官

資料No.7の3ページから10ページまでの表を基にしまして、現状の各種商品小売業の特定最低賃金額910円から金額を1円ずつ上げていった場合に影響を受ける労働者の率のことです。

工藤部長

お手元のファイルの「統計用語」の1ページ目に「影響率」「未満率」についての説明があります。

岡山の場合は、現行の特定最低賃金910円を下回る方がどのくらいいるのかというのが「未満率」になります。

先ほどプラス1円から50円の幅で改定をした場合にどのくらいの方が改定した金額に対して影響を受けるか、新しい未満率ということになると思いますが、その率を統計上で「影響率」と呼んでいます。

森本委員

分かりました。ありがとうございます。

土岐委員

今の最低賃金未満率で、お話を伺っていると、現状で特定最低賃金の適用を受けていない人は除外して調査をしているというお話だったと思うのですが、ということは何等かの理由で、本来なら特定最低賃金を上回っていないといけない人たちが特定最低賃金を下回っているという理解でよろしいでしょうか。

工藤部長

資料No.7の11ページを見ていただくと、グラフ化されているので1番分かりやすいかと思いますが、統計調査を実施する際には30人未満と30人以上100人未満の事業所に回答を求めておりまして、回答の形態として、30人未満は全従業員を対象、30人から99人までの事業所は2分の1を抽出して回答しています。

調査票を送付する段階では、業種が当てはまるものとして任意に抽出したところへ送付していますが、受ける側、会社の中には、今、土岐委員の御指摘のあったような認識がもしかするとあって、うちは各種商品小売だけど、事務員の人は県最賃でいいと勝手に考えて、例えば30人未満の会社は全員について提出しなければならないので、その回答の影響がこのグラフでいう909円までの中に出てきている場合が考えられます。

それは行政として決していいという認識ではないのですが、結果としてそういう数字が出てきているということですので。回答する側の認識に差があるのではないかとこの数字に表れていると思います。

土岐委員

そうすると、どう受け止めればいいのでしょうか。実際に本当に厳しい人たちというのはこの数字よりは少ないとっていいのか、これはこれとして受け止めるというだけなのか、どういう理解でいけばいいのでしょうか。

工藤部長

実態として、これはこれとして受け止めていただいた上で、今、お話しがあったように数値として無視をするという考え方もあると思います。また、そこを踏まえた上で金額を上げていく必要があるかどうかというのは、立場が違えばそれぞれ主張が変わってくると思います。これは事実として結果をお示ししています。評価は各立場の違いもあるのではないかと事務局としては考えています。

- 土岐委員 ありがとうございます。
- 山本委員 数値的にいうと、結果的に未満率が昨年の改定から上昇しているということなのでしょうか。
- 工藤部長 そうです。
- 富永部会長 ほかに御質問はありませんか。
- (特になし)
- 富永部会長 それでは、ただ今から休憩に入りますが、この間を利用して労使の打合せ時間とします。だいたい15分程度を考えておりますがよろしいでしょうか。
- (特になし)
- 富永部会長 では、再開につきましては13時50分としますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いたします。
- 労使からの御意見は公労使が揃った場で述べられますか、それとも労側、使側それぞれ個別にお聞きしましょうか。
- 日下部委員 例年どおり別々がいいです。
- 富永部会長 それでは、労使それぞれから順番にお聞きすることになりますので、一旦退室してください。
- (労使それぞれ別室にて打合せ)
 (打合せ後、労側委員入室)
- 富永部会長 それでは、労側の代表の方をお願いします。
- 森本委員 私から発言をさせていただきます。
- まず、昨年の審議につきましては労使でイニシアティブを持って議論をさせていただきました。公益の皆様につきましても労使双方の意見を聞いていただき、非常にバランスよく判断をしていただきました。必要性ありということと、結果的にプラス17円ということで結審したことにつきましては、感謝申し上げたいと思います。

私からは現状の課題を皆様に共有させていただきたいと思っています。

小売業、流通業界につきましても割とデジタル化ということでハード面は効率化が進んでいる一方で、一人当たりの業務量が減っていません。これは人材不足が根強く残っているためで、人手不足は解消しきれていない状況にあります。深刻な人手不足による人材の確保とか定着というのは喫緊の課題であります。

加えて、パートタイマーとか有期雇用者の賃上げも全国に広まっていて、実際にU Aゼンセンの調べによりますと、パートタイマーの賃上げ率が5%を超えている状況で、正社員の賃上げ率を年々上回っている状況です。

流通業界というのは価格転嫁がしづらく厳しい状況が続いていますが、賃金上昇率が高くなっている有期雇用者とかパートタイマーというのは店舗運営をしていく上で欠かせない存在であると認識しています。

非正規労働者の多い流通産業において今後も働きやすいとか働いてみたいと思えるような魅力ある産業にしていくためには、特定最低賃金を引き上げていく必要があると考えていますし、最終的にパートタイマーの皆さんの賃上げができれば消費の下支えをすることになり、これがいい循環を生んで流通業界全体にいい影響を及ぼすと考えています。

そういったことを踏まえて、今後の展望については日下部委員から御発言いただきます。

日下部委員

私から現状と課題を踏まえてまとめさせていただきたいと思っています。

連合のリビングウェッジでは岡山で最低限の生活をしていく上で1,050円は必要としており、今後もこの金額を目指していきたいと考えています。

今の特定最低賃金910円と目標額である1,050円を比較すると140円の差があります。目標額である1,050円は結構大きな金額ですが、そこで働く労働者がより安心でより良い生活を送るための最低限の賃金であり、必要生計費であるため、この差をいかに縮めていくかについては労使でしっかりと考えていくべきだと考えています。

岡山のリクルートの状況を見ると995円が平均です。サービス業、流通業では973円です。岡山の特定最低賃金7業種の単純平均は962円で、各種商品小売が910円ですので、ほかの業種と比較しても各種商品小売は下回っています。

今回地賃が 40 円引き上げられることにより、各種商品小売業の特定最低賃金額は地賃に 22 円埋没することになります。当産業で働くパートタイマーを含めた労働者、各人にとって各種商品小売業の特定最低賃金が適用されるということは、地賃とは別の地位が確立されるということだと思います。この業界の地位を守り、この業界で働きたいという意識を持ってもらうためには、確かなものに対する価値観を持ち、サービスを向上させることにより、各種商品小売業で働いていることに対する達成感を持つことが重要だと思います。また、そこで働く魅力というのは労働環境も 1 つの条件かもしれませんが、生活を考えると労働に対する対価である賃金を上げることが必要不可欠だと思います。

他業種と比較すると当産業の賃金は低く、この環境の中でより良い企業の発展に向けて働いてもらうには、一人でも多く優秀な人材を採用して働くことの魅力を増やしていかないといけないのではないかと思います。

各種商品小売業の特定最低賃金は必要不可欠であり、改定の必要性はありということで労側としての意見としてまとめさせていただきたいと思います。

富永部会長 先ほど 140 円の差とおっしゃったのですが、その 140 円の差というのは何でしょうか。

日下部委員 単純に岡山のリビングウェイジ 1,050 円から各種商品小売業特定最低賃金 910 円を引いた金額が 140 円です。

富永部会長 全体のまとめとしては必要性ありということですね。

日下部委員 この産業を維持、向上させ、守っていくためには必要性ありだと思っております。

富永部会長 魅力的な職場にしていきたいということですね。

日下部委員 デパートで買い物をしたときに、1つ1つの説明が親切、丁寧で、そこで買って良かったなと消費者が思うような産業は必要なのではないかなと思います。

富永部会長 分かりました。
それでは、今の御意見を使側にお伝えしますので、一旦御退

席ください。

(労側委員退室、使側委員入室)

(富永部会長から使側委員に、労側の意見を説明)

富永部会長

それでは、使側の御意見を申し上げます。

山本委員

経済の情勢とか今後の見通しについては先ほどの資料のとおりで、コロナ禍から回復していると認識しています。

ですが、小売業を取り巻く環境というのはコストの面でいいますと、外部の環境、ロシアのウクライナ進攻なども含めて、特に店を営業していく上で電力費などは本当に大きく影響していて、引き続き経営の面ではコスト高にある状況です。

先ほどの資料説明では、直近の百貨店だけで見ると、この1月から6月の半年間について前年は超えているとありましたが、2019年のコロナ禍前と比較するとなかなか戻り切れていない状況です。

また、地方と都市圏を比較すると、コロナ禍第5類への移行以降、インバウンドが大きく影響する都市圏と、そういったものの影響が大きい地方圏との差も出ている状況ですので、引き締めていかなければならないと考えています。

それから、先ほどありましたように、金利や融資が今後あるべき姿に戻っていく局面になりますので、経営の面では非常に気になるころだと思います。

そのような情勢の中で、今回の県最賃は過去最高の40円の引き上げとなっております。昨年もここでお話をしましたが、地域最賃の引き上げにより特定最賃の優位性は失われつつあると考えています。先ほど他県の状況も少しありましたが、依然審議をされている県もあるものの、既に役割を終えているという判断をしている県も多くある中で、岡山においてもそういうタイミングに来ているのではないかと認識を持っています。

各種商品小売という産業分類についても、同じような商品を他業態で扱っている環境になっていますので、各種商品小売として引き続き審議をしていくのも時代の変遷とともに不明確になっているのではないかと考えています。

以上のことから、基本的には役目を終えているのかなと思っています。

高橋委員

昨年も公益委員の皆様いろいろな形で途中お話にお入りいた

だくことがあったのですが、正直に申しますと、昨年お話をさせていただいた以上のスピードで、国の政策として、特に県最賃の水準、それと合わせて各種商品小売業の位置づけが大きく変化をしてきていると思っています。

昨年の議論の中でも、岡山の特定最賃7業種の中で各種商品小売業の埋没が一番早いのではないのかと思っています。もちろん明確な金額的な事実としてお話をさせていただいていましたけれども、その時の状況を非常に大きく上回るスピードで、国の政策として進められている中で、ここから先は考え方の問題ではないかと思っています。

労側がおっしゃっている一人ひとりの業務量、役割が増してきているという部分についていうと、これは本当に少子高齢化の中でどこの業種も同じような形かもしれませんが、特に小売においては様々な形で、特にコロナ禍をしのいでいくためにいろんな形でタスクを増やしてきていただいたという部分については本当に感謝をしています。

一方で、人がなかなか集まらないというのは本当に賃金だけが理由なのかなというのは去年も議論で出てきていました。

小売は特にエッセンシャルワーカーとして働いている労側の皆さんからすると、賃金が上がったことによっていろんな形で影響が出てきているのも事実だと思います。これは結局のところ社会保険などを含めた社会保障の部分とのパッケージの中でそこをどう解決していくのかということだと思います。

また、小売業として業務を進めていく中での大きな問題は、皆さんも御存知のとおりカスタマーハラスメントを含めて働きやすい環境を提供してあげられているかという点です。それは使側の方でも様々な形で対策を講じたり仕組みを作ったりしているものの、なかなか難しい点があります。

あとは働く皆さんの生活感とか、休みの曜日の問題、様々な生活スタイルに即応できていない、マッチングできていない部分がむしろ職場としての魅力に影響している部分も多々あると思っています。今年地賃に埋没したということは非常に大きな事実だと思っています、そういう意味からすると、先ほど山本委員にお話しいただいたように、各種商品小売が特定最低賃金として役割をある程度終えつつあるというふうに思っています。そういった認識のもとで、今回については改定を行わないという形で意見として述べさせていただきました。

そうはいつても、労側との議論になってきたときには一足飛びに使側だけの見解にはならないと思いますので、思っていた

よりも早くはなりましたけど、7業種のうちの各種商品小売を今後どう考えていくのかということも少なくとも今年はきっちり議論させていただきたいと思っています。恐らくこの流れは次年度を含めて更に大きく続いていくと思います。総理の御見解とか様々な報道で聞く中でいくと、次は1,500円を目指すという報道もなされていますので、こうした形になってくると、いわゆる単純な賃金水準だけではなくて、税制、社会保障も含めてのパッケージの問題、それから、小売は特に働く職場の魅力を阻害している問題に対して法的な形での対応と整備を含めて求めていくべきではないかと思っています。むしろ賃金に対して費やしている熱量をそちらに向けていくべきではないかなというのが現時点での使側の認識です。

以上のことから、今回については改定の必要性についてはないということで意見を述べさせていただきます

富永部会長 現時点の結論として、今年は必要性なしということですね。

高橋委員 今年埋没したということが、例年以上に非常に大きな意味合いを持っているのではないかと思います。

富永部会長 ただ、今の御意見で今年十分に議論をしていきたいという御意向も感じ取れたのですが。

高橋委員 そこは当然使側だけでは決められませんので。

富永部会長 現時点では必要性はないということですね。

高橋委員 意見としてはそうです。

富永部会長 分かりました。
それでは、今の御意見を労側にお伝えしますので、一旦御退席ください。

(使側委員退室、労側委員入室)

(富永部会長から労側委員に、使側の意見を説明)

富永部会長 それでは、使側にもお入りいただいて、今後の進め方を考えていきたいと思っています。

(使側委員入室)

富永部会長

労使それぞれからお聞きしまして、労側としては必要性あり、使側としては現時点では必要性なしという御意見でした。

ただ、それぞれに厳しい小売業の業界に身を置いていらっしゃると思いますので、それぞれのお立場で考えることもあると思うのですが、今後の会議の進め方については、引き続き本日意見を交わしていくべきなのか、持ち帰って意見をまとめていただくべきなのか、公益委員の方から意見をいただいてもよろしいでしょうか。

土岐委員

それぞれ意見の隔たりが大きいのですが、使用者側からは歩み寄っていただく可能性はゼロではないという理解でいます。難しいところだと思うのですが、労使側とも岡山県内における小売業の重要性については見解の一致があると思いながらお話を伺っておりました。

私は岡山に来て日が浅いのですが、最初に来たときに天満屋という立派な百貨店があり、それが地域にいろいろな形で非常に大きな影響力を持っているということをここで生活するうちに聞くようになりました。

特定最賃は地域別最低賃金を上回るように設定されていますので、県内で小売業が果たしている役割はそれだけ大きいと思っています。確かに現下の経済情勢は先行きが読めないところもございしますので、何とも言い難いところがあるのですが、伝統的に県内の地域最賃よりも高い水準で賃金の設定をしてきていることを踏まえすと、特定最低賃金の設定というのは県下の最低賃金よりも1円以上高ければ必要性があるという議論ができます。もちろん大幅に上げるということになると非常に大変だとは思いますが、1円でも高ければ必要性があるという議論ですので、お互いにどこまで歩み寄れるかというところをざっくばらんにお話できればいいのかなと思います。

特に小売業のカスタマーハラスメントというのは非常に大きな問題になっていて、働く方の就労意欲を阻害しています。そこに応募するという意欲を阻害している側面があるのはよく分かっております。使用者側の方も賃金だけではなくて、そういった環境整備の点が特に重要なのではないかというのは私もよく分かるところなのですが、他方で賃金というのは求人に応募するときに最初に見るポイントでもあるのかなとも思います。最低賃金で魅力的な条件が提示できるとより人が集まってくる

のではないかとという労働側の御意見も傾聴に値するところがありますので、使用者側と労働者側とで話し合いが十分にできればいいのかなというふうに思っています。

富永部会長

片山委員、いかがでしょうか。

片山委員

まず考えなければいけないのは、県最賃が上がって小売の特定最低賃金が埋没しているという現実があるということですよね。報道などを見ると、恐らく来年はもっと県最賃が上がるかもしれない、引上げのスピードがどんどん上がっている中で、今年仮に改定の必要性ありとなったとしても、来年、再来年になるともっとしんどい議論になっていくと思います。ですので、今年必要性があるかどうかだけではなくて、労側としても、いずれ県最賃に埋没することは仕方がないのか、それとも常に小売の特定最低賃金は重要だから県最賃よりも優位性を持たせる必要があるのかといった将来を見据えた深い議論をするべきなのではないかと思いました。

富永部会長

労使双方にお尋ねしますが、本日このままもう少し議論をしますか、それとも次回以降に持ち越しますか。

労側の方はいかがでしょうか。

日下部委員

労側としてはもし時間があるのであればこのまま引き続き議論をしてもいいのですが、先ほど片山委員や土岐委員から御意見いただいたことや使側の意見も踏まえて、もう少し時間をかけて今後のことも踏まえて日を改めて考えたいと思います。

富永部会長

使側はいかがでしょうか。

高橋委員

國府委員も御欠席ですし、できれば我々も3人揃ってから意見を申し上げたいと思います。

富永部会長

分かりました。

では、本日は双方の意見等を踏まえまして、これを持ちまして必要性の審議を一旦終わらせていただきたいと思います。

では、次に、付議事項「(5) 今後の審議日程について」事務局から説明していただけますでしょうか。

三村室長

次回の専門部会については、御案内させていただいていると

おり9月22日の金曜日午後3時から予定しております。改めて通知を差し上げたいと思います。

富永部会長

ただ今、事務局より御説明いただきましたので、今後の審議日程については御協力をよろしくお願ひいたします。

では、付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長

1点確認をさせていただきたいと思います。

本日の第1回特定最賃専門部会は公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これをホームページ等に公開させていただくことにします。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されておりますので、議事要旨を作成し、公開するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

三村室長

ありがとうございます。

事務局からは以上です。

富永部会長

議事録、議事要旨の取り扱いについてはそのようにお願ひいたします。

委員の皆さん、ほかに何かございませんか。

(特になし)

高橋委員

これは事務局へのお願いになるのかもしれませんが、今日、冒頭に各県の審議状況の報告をいただきました。例えば、熊本でしたら改定の必要性なしとして結論を出したという事実を御報告いただいたのですが、どういった議論のもとでそのような結論に至ったのかという部分も含めて、もし詳細を共有いただけるようであれば、必要性ありと判断した理由でも構いませんし、極力そうした部分も含めて共有いただければ助かります。

三村室長

分かりました。

富永部会長

よろしくお願ひします。

それでは、本日はこれもちまして、第1回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会での審議を終わります。次回はできれ

ば結論を得たいと考えておりますので、各委員の皆さんの御協力をお願いします。

本日はありがとうございました。